

イギリスの国語科教育における聴くことの教育の展開過程

安 直 哉

1 目的

イングランドとウェールズの公費で維持する義務教育学校では、法令により全国共通教育課程の実施が義務づけられている。それは1989年から学年を追って実施されてきている。その5年前の1984年に、イギリスの教育科学省（現在の教育省）は、「教育課程の全国共通の枠組みの設定をめざした努力」^①の一環として、『5歳から16歳の国語（＝英語）』^②という図書を発表している。同書では、7歳、11歳、16歳の3段階での教育目標を領域別に提示している。その領域の構成であるが、7歳では、「聴くこと」「話すこと」「読むこと」「書記表現」の4領域で構成され、11歳と16歳では、それに「言語事項」が追加されている。

1989年から翌年にかけて発表された全国共通国語（＝英語）科教育課程では、領域の構成は、「話すことと聴くこと」「読むこと」「書記表現」「スピーキング」「書字」「書法」^③となっている。本稿で問題とすることは、なぜ当初、「聴くこと」と「話すこと」というように別の領域として構成されていた活動が、その後1つの領域に統合されていったのかということである。この問題を解明することが本稿の目的である。本稿では、イギリスの国語科教育が、聴くことの本質的性格をどのように把握していったかということの考察を通して、この問題を解明していくこととする。

用語の規定をしておく。国語による活動形態を、話すこと、聴くこと、書くこと（書記表現）、読むことの4つに分類した場合、前二者を総合して「音声国語」と呼ぶこととする。学習指導要領の中で使用されたこともあって、最近の日本の国語科教育では「音声言語」という用語が使われることが多い。しかし、第二言語教育・外国語教育の文脈で用いられる「音声言語」と区別するために、筆者は、第一言語教育・母語教育・公用語教育の文脈では特に「音声国語」という用語を使う。

2 バロックレポートからの問題提起

イギリスでは、1970年代前半に全国規模の国語（＝英語）教育実態調査が行われた。その報告書は『生活のための言語』^④（通称、バロックレポート）として刊行された。同書から、当時の教育者が指向する国語教育の典型が読み取れる。同書中の聴くことに関する段落中に次のようなことが書かれている。

我々は「聴くことの訓練」のたぐいを、個々人の能力や必要性を考慮することなく、クラス
の全員に課することを支持できない。^⑤

同書では、「聴くことの訓練」という名称でもって、聴くことの取り立て指導が掲げられてい

る。そして、この聴くことの訓練の一斉指導は否定されていることがわかる。では、当時行われていた聴くことの訓練とはどのようなものであったのか。それを次の引用文が説明している。

この訓練での方策としては、ある種の教育産業で作られた道具が用いられ、教師がある一節を読み上げて、その後、子どもは所定の質問用紙の問いに解答するというものである。こうした指導は、能力別にされていない混合クラスの全員に対して行われているが、我々の見たところ、その訓練は推奨できたものではない。⁶⁾

聴解するテキストは固定されており、また、設問も固定されていることがわかる。そのため、視覚か聴覚かという情報取得の手段の違いはあれ、その内容は従来の読解指導と大きく変わらないものであったことが想像できる。この訓練を「推奨でき」ない理由として、同書ではクラス内の能力差を考慮していない点をあげている⁷⁾が、それ以外に、聴くことの本質的性格に関連する言及もしている。その部分を引用する。

本質的問題として、はたして聴くことの技能は、孤立的に扱えるものなのであろうか。⁸⁾

この引用文に込められたニュアンスからは、孤立的には扱えない、という見解に傾いていると判断される。ここには他の言語技能との相互作用の重要性が指摘されているものと読み取れる。ここでは言語技能に限定した言及がなされているが、それを言語活動全体へと敷衍していった場合、他の言語活動との相互作用の問題となってくる。他の言語活動の1つに話すことの活動がある（後にキングマンレポートで言明されることであり、その部分は注（27）に引用しているが、聴くことの活動と最も密接な活動は話すことの活動である）。これらのことを総合すると、〈聴くことと話すことの相互作用〉と呼び表すことができる本質的性格が指摘できる。この〈聴くことと話すことの相互作用〉という表現は、後述する1985年のGCSE全国共通基準の中の表現をそのまま借用したものである。〈聴くことと話すことの相互作用〉の保証の必要性の明確な指摘は、1985年を待たなければならないが、その示唆へと繋がる問題提起が、すでにバロックレポートの段階でなされていたと解釈できることになる。

バロックレポートはイギリスで行われた大規模な総合的国語（＝英語）教育実態調査の報告書である。その意味で、同書に指摘された問題点の解決が、国語科教育の向上へと繋がるという意識が、イギリスの国語科教育関係者の中にあつたと仮定することが許されよう。では、イギリスの国語科教育は、上に引用したような聴くことの本質的性格に起因する問題提起をどのように受けとめ、克服しようとしていたのだろうか。

3 スタッブスの批判をめぐる考察

バロックレポートの調査よりすこし以前の1967年から1972年にかけて、スクールズカウンセルは、音声国語に関する調査をウィルキンソンの指揮の下で行った。その調査の主な目的は、中等教育段階における新試験並びに評価手順に向けての研究にあつた。その調査報告書が『聴くことの本質』⁹⁾という書名で1974年に刊行された。本調査ではいくつかの聴解テストが開発された。その聴解テストは、後にスタッブスによって批判される。スタッブスの批判の一例を引用する。

(アーサー王伝説の——引用者注) ガウエイン卿と緑の騎士についての文章を用いている。
…彼(緑の騎士)は極めて奇妙な余興を申し出た。…ここにいる騎士の一人が緑の騎士の首を切り落とす。その仕返しに一年後に、緑の騎士がその騎士の首を切り落とすというものであった。

子どもたちは次の中から、話の内容を「最も的確に記述している」文を選択する。

- A ガウエインは緑の騎士の首を切り落とす。
- B 彼らは互いの首を切り落とす。
- C 緑の騎士はガウエインの首を切り落とす。

まずは曖昧な表現が指摘できる。そもそも、問題文では、ガウエインがその場にいる騎士の一人であることに言及していない。しかし、選択肢では、それが当然了解されているものと見なされている。⁽¹⁰⁾

スタップスは、その他にも論理上の包含関係から生じる選択肢間の問題点、さらには問題文の内容そのものの非現実性などについても批判している。しかし、ここでは上の引用文に示された批判のみに焦点を当てる。なぜなら、上の引用文の後に書かれている批判は、設問作成の技術上の問題にとどまる批判であるのに対して、上の引用文は、それにとどまらず、聴くことの本質的性格にまで関わる問題提起となり得るからである。

スタップスは『聴くことの本質』を読んで上に引用したような批判を書いている。ところが実際に『聴くことの本質』を読み返してみるとスタップスが触れていない次のような記述がある。

上記問題文中の、「ここにいる騎士の一人が緑の騎士の首を切り落とす。」という文は、文法的・語彙的手掛かり以外に、音声的手掛かりに着目することによって読み解かれる。⁽¹¹⁾

文法的語彙的には表明されていないものの、原典のテープを聴けば、その音声的ニュアンスから、ガウエインがその場に出席している騎士の一人であることがわかる。そうした音声的ニュアンスを理解できているかを問うているのであるという主張である。

スタップスは『聴くことの本質』に掲載された活字化された問題文のみに了解の手掛かりを限定した。それに対して『聴くことの本質』の著者は、原典のテープに録音された音声的ニュアンスまでも了解の手掛かりに含めた。しかし、この両者の発想はいずれも聴くことの本質的性格を踏まえるに到っていない段階での発想にとどまっていると言わざるを得ない。上の引用例において、もし、ガウエインがその場にいる騎士であるかどうかについて、聴き手が話し手に質問する機会が保証されていたならば、このような発想そのものが生じないことになる。十分に聴取できなかった内容は聴き返すという、聴くことの活動が持つ素朴に過ぎるほどの当然の本質的性格が無視されたままの議論となっているのである。前章で示唆されたことであるが、聴くことの活動の持つこの本質的性格は、〈聴くことと話すことの相互作用〉と呼び表すことができる。〈聴くことと話すことの相互作用〉の保証がなされておらず、話が一方的に伝達され、聴き手は受容に終始している点では、この聴解テストも従来の聴解テストと何ら違いがなかった。聴くことの活動が持つこの本質的性格は、この形式の聴解テストでは削ぎ落とされてしまうのである。『聴くこと

の本質』が聴くことの評価を中心に扱った図書であったために、聴くことの評価のみに論点が絞られたが、上の問題は、聴くことの活動の枠組みの再検討ということで、教育課程全体のレベルからの検討が必要になってくる。聴くことの活動の成立には、〈聴くことと話すことの相互作用〉が保証されることが求められる。このことの裏を返せば、本章に示した聴解テストの中で行われた言語活動は、これを満たしていないがゆえに、典型的な聴くことの活動には成り得ていないことになる。

奇しくも、スタップスは前掲論文の中で次のように書いている。

言語学の中心的関心事は、表面上の形態とその下に横たわっている意味との間の隔たりや、そして話し手が要求をしたり他の言語行為をする際に含まれる遠回りの表現の意味深長さを観察することである。⁽¹²⁾

上の引用文でいう「隔たり」を埋める技能が聴くこと的能力に含まれると考えられる。その技能は、「隔たり」を埋めるために、「隔たり」が生じそうな箇所について質問ができる技能と捉え直すことができる。スタップスは聴くこと的能力の領域に関して、このように質問ができる技能までを含めた視野を堅持した上で、『聴くことの本質』の問題文を批判するべきだったのである。

語りを受容するのみでなく、それに関わる質問をも含めて、聴くことの活動と捉えようとする考え方は、70年代以前の一部の文献にも既に見られる。一例をあげる。1968年に、中等学校以上用の音声国語教育の概説書としてハーベイ著『オーラシーの領域』⁽¹³⁾が刊行されている。なお、「オーラシー」とは、ウィルキンソンの造語で、「話すことおよび聴くことという口頭技能に関する一般的能力」⁽¹⁴⁾のことである。同書の中で、ハーベイは次のように記している。

優秀な教師は、活発に聴くことを促進するための知恵の蓄積を利用する。／その1つは、話の後に「質問の時間」を許し、聴き手の積極的参加の機会を与えることである。⁽¹⁵⁾

聴くことの持つ受動的なイメージを払拭し、聴くことへの教育には「聴き手の積極的参加」が必要であることが述べられている。この引用文では、話の後の質問に限定しているが、むしろ最初に質問をして話し手から話題を引き出すということまで考えれば、さらに「聴き手の積極的参加」を促進することになるであろう。聴き手がイニシアチブを取る、このような言語活動の形態は、一般にインタビューと呼ばれる。このインタビューが、その後のイギリスの音声国語教育の中心的な活動場面の一つとなっていくのである。

4 音声国語教育活動場面としてのインタビューの定着過程

イギリスにおける音声国語教育研究の最初の本格的文献は、1965年に刊行された『音声国語(=英語)』⁽¹⁶⁾であるということは、既に安によって紹介されている⁽¹⁷⁾。同書には中等教育における口頭表現のテスト場面として9場面が示されており⁽¹⁸⁾、その中の1つにインタビューが含まれている。また、先に紹介した『オーラシーの領域』では、「二人での対話」の中の一例として、インタビューが取り上げられている⁽¹⁹⁾。

では、初等教育の場合はどうであったろうか。初等教育段階における音声国語教育のみを扱っ

た文献としては、1965年に刊行された『初等学校における話し方』⁽²⁰⁾があげられる。同書は、初等学校における音声国語教育全般を網羅しており、230ページ以上の分量を有する。しかし、その索引にはインタビューという語は見当たらない。同書は1978年に改訂され、『初等学校における話し方とコミュニケーション』⁽²¹⁾と改題のうえ刊行される。この改訂版の索引にも、やはりインタビューという語は見当たらない。その他、管見の限りでは、当時、初等教育段階の音声国語教育においてインタビューを取り上げた例はほとんどない。インタビューの教育は、中等教育段階に相当であると考えられていたと推察できる。

上に述べたように、インタビューは以前から中等学校の音声国語教育の場面で取り上げられていた。しかし、その取り上げ方は決して大きいものではなかった。インタビューが広く実践されるようになるきっかけは、次に述べる公的文書で重点的に取り上げられたことにある。

イングランド、ウェールズ、北アイルランドでは、1986年から、義務教育修了段階で受験する公試験制度が改正された⁽²²⁾。新しい公試験はGCSE（中等教育一般資格試験）と呼ばれる。1985年に教科別にGCSE全国共通基準が発表された。その国語（＝英語）科⁽²³⁾の中の「口頭コミュニケーション」の項で次のような記述が見られる。

聴くことと話すことの持つ相互作用的性格とは、音読とか口頭伝達といった活動でもって、聴くことと話すことを別々に行っては明示できない性格なのである。音読は、読解力のある面を明示する適当な方法であるかもしれないし、口頭伝達は、読むことや書記表現の技能に関連づける方が有効かもしれない。聴くことと話すことの両方が評価できるインタビューおよび討論の場面を与えることでもって、音声言語の評価は有効な役割を果たすのである。⁽²⁴⁾

本稿の第1章で紹介した『5歳から16歳の国語（＝英語）』が刊行されたのが1984年であったが、その1年後には、上のような、聴くことと話すことの不可分性を説く公的な文書が発表されたことになる。この考え方の根拠は、上の引用文の中にも明記されているように、〈聴くことと話すことの相互作用〉の重視にある。同文書では、〈聴くことと話すことの相互作用〉を保証できる活動場面として、インタビューと討論が取り上げられた。そのうちのインタビューについては、先に示したように、わずかに紹介はされているものの、充分に実践されていたという記録は見当たらない。むしろ、上の引用文によって、義務教育修了段階の公試験に取り入れられることが知られるようになったことで、インタビューは中等学校の音声国語教育に急速に広がっていく。同文書の影響によって、中等学校の音声国語教育は、その活動場面の典型をインタビューと討論に求めていくことになる。

『5歳から16歳の国語（＝英語）』が、義務教育の全段階を対象とした教育課程のガイドラインであるのに対して、GCSE全国共通基準は義務教育修了段階の公試験の基準ということで、両書の対象は大きく異なる。しかし、イギリスの国語科教育においては、評価活動として指定された内容が指導活動へと移行するケースが多い⁽²⁵⁾。インタビューも、中等教育の評価活動として音声国語教育の文脈に登場した。これがその後の全国共通国語（＝英語）科教育課程の作成に向けて影響を及ぼしていったことは充分に考えられる。

5 1980年代後半の展開

教育科学大臣から、奨励されるべき国語科教育のモデル等について諮問を受けていたジョン・キングマンは、1988年に報告書⁽²⁰⁾を提出した(通称、キングマンレポート)。そこには、本稿でここまで見てきた音声国語教育の動向に沿う見解が述べられている。「語ることと聴くこと」という見出しを設け、その中で次のように書いている。

語ったり、聴いたりしているときの人々は、書き手や読み手としての関わり合いよりも、もっと強い相互関係を持つ。(中略)一般的に言えることであるが、人々は次に話をするつもりで聴いている。話し手は聴き手に直接に話すことになるが、聴き手は聴いている最中にも様々な方法で、聴いている内容に対する自らの解釈や受容の合図を送っている⁽²¹⁾。

書記表現と読むこととの関係と比較して、音声国語の持つ〈聴くことと話すことの相互作用〉の重要性が指摘されている。

こうした動向を受けて、1989年から翌年にかけて発表された全国共通国語(=英語)科教育課程では、第1章で述べたように、「話すことと聴くこと」というように統合された領域として設定されることになる。

全国共通国語(=英語)科教育課程の中には「学習プログラム」が含まれている。その「話すことと聴くこと」の「概括的序論」には、話すことと聴くことの教育の活動場面を、次の4点を保証するような設計とするよう定められている。

- 他の子どもたち並びに大人との共同学習(他人との討論も含まれる)。他人の意見を聴き、その意見を補強すること。(談話での共同学習への)当を得た寄与の仕方を知ること。寄与の機会を見計らうこと。表明されたいくつかの見解を調整し、互いを順応させていくこと。
- 相互作用のない場面《例えばラジオ番組など》における、(適切に、反応しながら)聴くことの技能の発達。
- 役割演技の時、並びに他の状態の時——体験を述べる時、意見を表明する時、個人的感情を発言する時、発達段階に相応した複雑な指示並びに質問をまとめたり、そうした指示並びに質問に適切に反応する時——における、話すことと聴くことの技能の発達。
- うちとけた方法による何らかの目的的活動の過程における、子どもたちの集中力、話し手と聴き手の立場が常に交替することへの理解力、聴き手の注目を得て引きつけておく能力、見解の対立点について礼儀正しく見解の相違を表明する能力の発達。⁽²²⁾

これら4点のうち、第2点を除き、他の3点は、〈聴くことと話すことの相互作用〉を十分に考慮した設計となっている。

具体的活動場面として、本稿ではインタビューに着目してきたわけであるが、全国共通国語(=英語)科教育課程では、早くはレベル4の実践例にインタビューが登場してくる。レベル4に到達するのは、典型的には11歳前後と見なされている⁽²³⁾。義務教育修了段階の公試験で課せられることにより、実践が広まったインタビューの教育であったが、その適用が、初等学校修了段階にまで引き下げられてきた傾向がうかがえる。

6 まとめ

「聴くこと」と「話すこと」の2領域から、「話すことと聴くこと」の1領域へという、イギリスの音声国語教育における領域構成の変化を、聴くことの教育の面からあとづけてきた。〈聴くことと話すことの相互作用〉に着目し、特にその具体的活動場面であるインタビューに焦点を絞って考察した。

聴くことの教育は、その本質的性格から、話すことの教育と切り離すことなく合同で行うべきものであることが、聴解テスト批判の中から明らかになってきた。義務教育修了段階の公試験で、〈聴くことと話すことの相互作用〉が重視され、聴くことの評価と話すことの評価を合同で行うという基準が設定された。このことが一つの契機となって、教育課程全般においても「聴くこと」と「話すこと」の2領域構成から、「話すことと聴くこと」の1領域構成へという傾向が促進された。〈聴くことと話すことの相互作用〉を実現する活動場面の一つとしてインタビューが注目された。そして、全国共通国語(=英語)科教育課程では、公費で維持するすべての義務教育学校に対して、「話すことと聴くこと」の1領域構成を義務づけることとなった。

教育の過程としては評価過程、教育の段階としては中等教育段階を変化の発生点として、音声国語教育の領域は、「聴くこと」と「話すこと」の2領域構成から、「話すことと聴くこと」の1領域構成へと変更されていった。そしてそれは評価過程にとどまらず教育課程全体の変更へ、さらには中等教育段階にとどまらず義務教育の全段階へと広まっていった。その背景には、〈聴くことと話すことの相互作用〉という本質的性格への考慮があった。

【注】

- (1) 日本教育年鑑刊行委員会編『日本教育年鑑1986年版』ぎょうせい、1986年1月10日、432頁。
- (2) Department of Education and Science (DES) (1984) *English from 5 to 16*. London: Her Majesty's Stationery Office (HMSO).
- (3) DES and Welsh Office (WO) [Department for Education (DFE)] (1990) *English in the National Curriculum (No. 2)*. London: HMSO. (日本語版, イギリス教育省編著, 安直哉訳『イギリスの全国共通国語科教育課程』自費出版, 1993年12月29日。)
- (4) DES (1975) *A Language for life, Report of the Committee of Chairmanship of Sir Alan Bullock FBA*. London: HMSO.
- (5)(6) *Ibid.*, p. 150.
- (7) *Ibid.*, pp. 150-1.
- (8) *Ibid.*, p.151.
- (9) Wilkinson, A., Stratta, L. and Dudley, P. (1974) *The Quality of Listening* London: Macmillan.
- (10) Stubbs, M. (1986) *Educational Linguistics*. Oxford: Basil Blackwell. p. 146.
- (11) *Op. cit.*(9), p. 39.
- (12) *Op. cit.* (10), pp. 145-6.

- (13) Harvey, B. (1968) *The Scope of Oracy, Teaching Spoken English*. Oxford: Pergamon.
- (14) Wilkinson, A. with contributions by Davis, A. and Atkinson, D. (1965) *Spoken English*. Educational Review Occasional Publications No. 2, supplement to Vol. 17 No. 2. University of Birmingham. p. 122.
- (15) *Op. cit.* (13), p. 58.
- (16) *Op. cit.* (14).
- (17) 安 直哉「オーラシー教育論の成立」(全国大学国語教育学会編『国語科教育』第38集, 学芸図書, 1991年3月31日, 131-138頁)。
- (18) *Op. cit.* (14), pp. 76-8.
- (19) *Op. cit.* (13), p. 42.
- (20) Sanson, C. (1965) *Speech in the Primary School*. London: A & C Black.
- (21) Sanson, C. (1978) *Speech and Communication in the Primary School*. London: A & C Black.
- (22) Statham, J. and Mackinnon, D. with Cathcart, H. and Hales, M. at the Open University (1991) *The Education Fact File Second Edition, A Handbook of Education Information in the UK*. London: Hodder and Stoughton. p. 133.
- (23) DES and WO (1985) *General Certificate of Secondary Education, The National Criteria, English*. London: HMSO.
- (24) *Ibid.*, p. 2.
- (25) 安 直哉「イギリスの国語科書記表現教育における過程重視と教師の介在との関係についての一考察」(高森邦明先生退官記念論文集編集委員会編著『国語教育研究の現代的視点』東洋館出版社, 1994年8月11日, 169-179頁)。
- (26) DES (1988) *Report of the Committee of Inquiry into the Teaching of English Language, Appointed by the Secretary of State under the Chairmanship of Sir John Kingman, FRS*. London: HMSO.
- (27) *Ibid.*, p. 42.
- (28) *Op. cit.* (3), p. 23. (日本語版, 60頁。)
- (29) *Op. cit.* (3), Annex, p. 5. (日本語版, 119頁。)

【参考文献】(注に記したものを除く。)

安 直哉「提言 きくことの評価における一要件—談話を材料とした聞き取りテストの場合—」(日本国語教育学会編・発行『月刊国語教育研究』225号, 1991年2月15日, 30-31頁)。